

平成31年第1回国東市議会定例会 提出議案

報告 第1号	専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	P 1
報告 第2号	専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	P 3
報告 第3号	債権放棄の報告について	P 5
議案 第1号	平成30年度国東市一般会計補正予算（第7号）	P 7
議案 第2号	平成30年度国東市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）	P 8
議案 第3号	平成30年度国東市立国東自動車学校特別会計補正予算（第3号）	P 9
議案 第4号	平成30年度国東市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	P 10
議案 第5号	平成30年度国東市介護保険事業特別会計補正予算（保険事業勘定第3号 介護サービス事業勘定第2号）	P 11
議案 第6号	平成30年度国東市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）	P 12
議案 第7号	平成30年度国東市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）	P 13
議案 第8号	平成30年度国東市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）	P 14
議案 第9号	平成30年度国東市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	P 15
議案 第10号	平成30年度国東市水道事業特別会計補正予算（第4号）	P 16
議案 第11号	平成30年度国東市工業用水道事業特別会計補正予算（第2号）	P 17
議案 第12号	平成30年度国東市民病院事業特別会計補正予算（第2号）	P 18
議案 第13号	平成31年度国東市一般会計予算	P 19
議案 第14号	平成31年度国東市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	P 20
議案 第15号	平成31年度国東市立国東自動車学校特別会計予算	P 21

議案 第 16 号	平成 31 年度国東市国民健康保険事業特別会計予算	P 2 2
議案 第 17 号	平成 31 年度国東市介護保険事業特別会計予算	P 2 3
議案 第 18 号	平成 31 年度国東市後期高齢者医療事業特別会計予算	P 2 4
議案 第 19 号	平成 31 年度国東市公共下水道事業特別会計予算	P 2 5
議案 第 20 号	平成 31 年度国東市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算	P 2 6
議案 第 21 号	平成 31 年度国東市農業集落排水事業特別会計予算	P 2 7
議案 第 22 号	平成 31 年度国東市水道事業特別会計予算	P 2 8
議案 第 23 号	平成 31 年度国東市工業用水道事業特別会計予算	P 2 9
議案 第 24 号	平成 31 年度国東市民病院事業特別会計予算	P 3 0
議案 第 25 号	国東市工場立地法地域準則条例の制定について	P 3 1
議案 第 26 号	国東市景観条例の制定について	P 3 4
議案 第 27 号	国東市浄化槽設置事業特別会計の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	P 4 2
議案 第 28 号	学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	P 4 4
議案 第 29 号	国東市立幼稚園設置条例の一部改正について	P 4 6
議案 第 30 号	くにさき総合文化センター条例の一部改正について	P 4 7
議案 第 31 号	国東市体育施設条例及び国東市 B & G 海洋センター条例の一部改正について	P 4 8
議案 第 32 号	国東市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部改正について	P 5 0
議案 第 33 号	国東市あらゆる差別をなくし人権を擁護する条例の一部改正について	P 5 1
議案 第 34 号	国東市火災予防条例の一部改正について	P 5 3

議案 第 35 号	国東市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について	P 5 4
議案 第 36 号	国東市病院事業に係る料金条例の一部改正について	P 5 5
議案 第 37 号	国東市企業立地促進条例の一部改正について	P 5 7
議案 第 38 号	国東市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について	P 5 8
議案 第 39 号	国東市行政組織条例の一部改正について	P 5 9
議案 第 40 号	国東市債権管理条例等の一部改正等について	P 6 0
議案 第 41 号	国東市一般職員の給与の特例に関する条例の一部改正について	P 6 6
議案 第 42 号	国東市税条例等の一部を改正する条例の一部改正について	P 6 8
議案 第 43 号	和解及び損害賠償の額を定めることについて	P 6 9
議案 第 44 号	和解及び損害賠償の額を定めることについて	P 7 0
議案 第 45 号	工事請負契約の締結について	P 7 1
議案 第 46 号	指定管理者の指定について	P 7 2
議案 第 47 号	指定管理者の指定について	P 7 3
議案 第 48 号	指定管理者の指定について	P 7 4
議案 第 49 号	指定管理者の指定について	P 7 5
議案 第 50 号	指定管理者の指定について	P 7 6
議案 第 51 号	指定管理者の指定について	P 7 7
議案 第 52 号	指定管理者の指定について	P 7 8
同意 第 1 号	農業委員会委員の任命について	P 7 9

同意 第2号	農業委員会委員の任命について	P 8 0
同意 第3号	農業委員会委員の任命について	P 8 1
同意 第4号	農業委員会委員の任命について	P 8 2
同意 第5号	農業委員会委員の任命について	P 8 3
同意 第6号	農業委員会委員の任命について	P 8 4
同意 第7号	農業委員会委員の任命について	P 8 5
同意 第8号	農業委員会委員の任命について	P 8 6
同意 第9号	農業委員会委員の任命について	P 8 7
同意 第10号	農業委員会委員の任命について	P 8 8
同意 第11号	農業委員会委員の任命について	P 8 9
同意 第12号	農業委員会委員の任命について	P 9 0
同意 第13号	農業委員会委員の任命について	P 9 1
同意 第14号	農業委員会委員の任命について	P 9 2
同意 第15号	農業委員会委員の任命について	P 9 3
諮問 第1号	人権擁護委員の推薦について	P 9 4

報告 3件  
議案 52件  
同意 15件  
諮問 1件  
計 71件

## 報告第 1 号

### 専決処分の報告について

和解及び損害賠償の額を定めることについて、市長の専決処分事項に関する条例（平成 20 年国東市条例第 22 号）第 1 号及び第 2 号の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により議会に報告する。

平成 31 年 3 月 11 日提出

国東市長 三 河 明 史

## 専決処分書

和解及び損害賠償の額を定めることについて、市長の専決処分事項に関する条例（平成 20 年国東市条例第 22 号）第 1 号及び第 2 号の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

平成 31 年 2 月 26 日

国東市長 三 河 明 史

### 記

#### 1. 事故の内容

平成 31 年 1 月 30 日午前 6 時 00 分頃、国東市安岐町馬場 2018 番 3 地先の市道馬場下原線にて、市道谷ノ池方面へ左折しようとして道路側溝を通過した際、側溝の蓋が跳ね上がり、走行中の相手方車両に接触し、相手方車両の底部を一部破損したものである。

2. 損害賠償の額            158,338 円

#### 3. 和解の内容

- (1) 国東市は、相手方に対し、金 158,338 円を支払う。
- (2) 相手方は、国東市に対して本件に関し、今後異義の申し立てをしない。

#### 4. 和解の相手方



## 報告第 2 号

### 専決処分の報告について

和解及び損害賠償の額を定めることについて、市長の専決処分事項に関する条例（平成 20 年国東市条例第 22 号）第 1 号及び第 2 号の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により議会に報告する。

平成 31 年 3 月 11 日提出

国東市長 三 河 明 史

## 専決処分書

和解及び損害賠償の額を定めることについて、市長の専決処分事項に関する条例（平成 20 年国東市条例第 22 号）第 1 号及び第 2 号の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

平成 31 年 2 月 27 日

国東市長 三 河 明 史

### 記

#### 1. 事故の内容

平成 30 年 12 月 28 日午後 2 時 00 分頃、公用車で県道 544 号線を進行中、国東市国東町来浦 1590 番地のオレンジ道路と交わる交差点で、相手方が一時停止を怠ったため交差点に進入していた公用車の右前方部に衝突した。相手方は左前方部を破損し、公用車は右前方部を破損した。

#### 2. 損害賠償の額 54,250 円

#### 3. 和解の内容

- (1) 国東市は、相手方に対し、相手方の損害額のうち、過失割合 3.5 割の金 54,250 円を支払う。
- (2) 相手方は、国東市に対して本件に関し、今後異議の申し立てをしない。

#### 4. 和解の相手方



報告第 3 号

債権放棄の報告について

国東市債権管理条例（平成 25 年国東市条例第 1 号）第 14 条第 1 項の規定により、別紙のとおり債権を放棄したので、同条第 2 項の規定により議会に報告する。

平成 31 年 3 月 11 日提出

国東市長 三 河 明 史

平成30年度 国東市債権管理条例第14条第1項に伴う債権放棄報告書

債権所管課	債権名	放棄理由												合計	
		第14条第1号		第14条第2号		第14条第3号		第14条第4号		第14条第5号		第14条第6号		件数	放棄額 (円)
		件数	放棄額 (円)												
1	財政課					1	3,038							1	3,038
2	人権・同和 対策課	1	1,487,270			3	26,062,866							4	27,550,136
3	広報室	6	90,395											6	90,395
4	建設課	5	4,821,723									2	1,346,400	7	6,168,123
5	上下水道課	5	19,630											5	19,630
	合計	17	6,419,018			4	26,065,904					2	1,346,400	23	33,831,322

議案第 1 号

平成 30 年度国東市一般会計補正予算（第 7 号）

平成 30 年度国東市一般会計補正予算（第 7 号）を別紙のとおり定める。

平成 31 年 3 月 11 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 2 号

平成 30 年度国東市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 30 年度国東市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）を別紙のとおり定める。

平成 31 年 3 月 11 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 3 号

平成 30 年度国東市立国東自動車学校特別会計補正予算（第 3 号）

平成 30 年度国東市立国東自動車学校特別会計補正予算（第 3 号）を別紙のとおり定める。

平成 31 年 3 月 11 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 4 号

平成 30 年度国東市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

平成 30 年度国東市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）を別紙のとおり定める。

平成 31 年 3 月 11 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 5 号

平成 30 年度国東市介護保険事業特別会計補正予算（保険事業勘定第 3 号 介護サービス事業勘定第 2 号）

平成 30 年度国東市介護保険事業特別会計補正予算（保険事業勘定第 3 号 介護サービス事業勘定第 2 号）を別紙のとおり定める。

平成 31 年 3 月 11 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 6 号

平成 30 年度国東市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）

平成 30 年度国東市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）を別紙のとおり定める。

平成 31 年 3 月 11 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第7号

平成30年度国東市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）

平成30年度国東市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を別紙のとおり定める。

平成31年3月11日提出

国東市長 三河 明史

議案第 8 号

平成 30 年度国東市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）

平成 30 年度国東市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）を別紙のとおり定める。

平成 31 年 3 月 11 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 9 号

平成 30 年度国東市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 30 年度国東市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）を別紙のとおり定める。

平成 31 年 3 月 11 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 10 号

平成 30 年度国東市水道事業特別会計補正予算（第 4 号）

平成 30 年度国東市水道事業特別会計補正予算（第 4 号）を別紙のとおり定める。

平成 31 年 3 月 11 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 11 号

平成 30 年度国東市工業用水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 30 年度国東市工業用水道事業特別会計補正予算（第 2 号）を別紙のとおり定める。

平成 31 年 3 月 11 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 12 号

平成 30 年度国東市民病院事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 30 年度国東市民病院事業特別会計補正予算（第 2 号）を別紙のとおり定める。

平成 31 年 3 月 11 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 13 号

平成 31 年度国東市一般会計予算

平成 31 年度国東市一般会計予算を別紙のとおり定める。

平成 31 年 3 月 11 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 14 号

平成 31 年度国東市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

平成 31 年度国東市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を別紙のとおり定める。

平成 31 年 3 月 11 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 15 号

平成 31 年度国東市立国東自動車学校特別会計予算

平成 31 年度国東市立国東自動車学校特別会計予算を別紙のとおり定める。

平成 31 年 3 月 11 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 16 号

平成 31 年度国東市国民健康保険事業特別会計予算

平成 31 年度国東市国民健康保険事業特別会計予算を別紙のとおり定める。

平成 31 年 3 月 11 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 17 号

平成 31 年度国東市介護保険事業特別会計予算

平成 31 年度国東市介護保険事業特別会計予算を別紙のとおり定める。

平成 31 年 3 月 11 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 18 号

平成 31 年度国東市後期高齢者医療事業特別会計予算

平成 31 年度国東市後期高齢者医療事業特別会計予算を別紙のとおり定める。

平成 31 年 3 月 11 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 19 号

平成 31 年度国東市公共下水道事業特別会計予算

平成 31 年度国東市公共下水道事業特別会計予算を別紙のとおり定める。

平成 31 年 3 月 11 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 20 号

平成 31 年度国東市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算

平成 31 年度国東市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算を別紙のとおり定める。

平成 31 年 3 月 11 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 21 号

平成 31 年度国東市農業集落排水事業特別会計予算

平成 31 年度国東市農業集落排水事業特別会計予算を別紙のとおり定める。

平成 31 年 3 月 11 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 22 号

平成 31 年度国東市水道事業特別会計予算

平成 31 年度国東市水道事業特別会計予算を別紙のとおり定める。

平成 31 年 3 月 11 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 23 号

平成 31 年度国東市工業用水道事業特別会計予算

平成 31 年度国東市工業用水道事業特別会計予算を別紙のとおり定める。

平成 31 年 3 月 11 日提出

国東市長 三 河 明 史

議案第 24 号

平成 31 年度国東市民病院事業特別会計予算

平成 31 年度国東市民病院事業特別会計予算を別紙のとおり定める。

平成 31 年 3 月 11 日提出

国東市長 三 河 明 史

## 議案第 25 号

### 国東市工場立地法地域準則条例の制定について

国東市工場立地法地域準則条例を次のように定める。

平成 31 年 3 月 11 日提出

国東市長 三 河 明 史

### 国東市工場立地法地域準則条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号。以下「法」という。）第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づき、法第 4 条第 1 項の規定により公表された準則（以下「法準則」という。）に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例で使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合)

第 3 条 この条例を適用する区域の区分及び設定区域並びに当該区域における緑地及び環境施設の面積のそれぞれの敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

区域の区分	設定区域	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
第 2 種区域	都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号) 第 8 条第 1 項第 1 号の準工業地域の区域	100 分の 10 以上	100 分の 15 以上
第 3 種区域	都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の工業地域及び工業専用地域の区域	100 分の 5 以上	100 分の 10 以上
第 4 種区域	都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の用途地域の定めのない地域の区域	100 分の 5 以上	100 分の 10 以上

(建築物屋上等緑化施設等の緑地の面積への算入割合)

第4条 工場立地法施行規則（昭和49年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第1号。以下「規則」という。）第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第1号トに掲げる施設と重複する土地及び規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の100分の50の割合を超えて緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができない。

（敷地が2以上の区域にわたる場合の適用）

第5条 特定工場の敷地が、第3条に規定する区域又はこれら以外の区域（以下この条において「その他区域」という。）のうち2以上の区域にわたる場合における同条の規定の適用については、当該敷地に占める面積の割合（以下この条において「敷地割合」という。）につき同条に規定する区域のうちいずれかの区域の敷地割合が最も高いときにあつては当該敷地割合が最も高い区域に係る同条の規定を当該敷地の全部について適用し、その他区域の敷地割合が最も高いときにあつては同条の規定を当該敷地の全部について適用しない。

（本市に隣接する地方公共団体の長との協議）

第6条 特定工場の敷地が本市に隣接する地方公共団体の区域にわたる場合におけるこの条例の規定の適用については、市長が当該地方公共団体の長と協議して定める。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 昭和49年6月28日までに設置されている特定工場又は設置のための工事が行われている特定工場において、生産施設の面積の変更（生産施設の面積の減少を除く。）が行われるときは、第3条の規定に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、法準則備考第1項第2号及び第3号並びに第3項の規定を準用する。この場合において、法準則備考第1項第2号中「0.2」とあるのは、同条の表第2種区域の項の規定が適用される場合にあつては「0.1」と、同表第3種区域及び第4種区域の項の規定が適用される場合にあつては「0.05」と、法準則備考第1項第3号中「0.25」とあるのは同表第2種区域の項の規定が適用される場合にあつては「0.15」と、同表第3種区域及び第4種区域の項の規定が適用される場合にあつては「0.1」と、法準則備考第3項第1号中「0.2」とあるのは、同表第2種区域の項の規定が適用される場合にあつては「0.1」と、同表第3種区域及び第4種区域の項の規定が適用される場合にあつては「0.05」と、法準則備考第3項第2号中「0.25」とあるのは、同表第2種区域の項の規定が適用される場合にあつては「0.15」と、同表第3種区域及び第4種区域の項の規定が適用される場合にあつては「0.1」と読み替えるものとする。

提案理由 工場立地法第4条の2第1項の規定による準則を定めることにより、工場の新規立地及び増設が行いやすい環境を整えるため、本条例を制定する必要があるので提出する。

## 議案第 26 号

### 国東市景観条例の制定について

国東市景観条例を次のように定める。

平成 31 年 3 月 11 日提出

国東市長 三 河 明 史

### 国東市景観条例

#### 第 1 章 総則

##### (目的)

第 1 条 この条例は、良好な景観の形成に関する、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、景観法（平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。）の施行及び良好な景観の形成について必要な事項を定めることにより、本市の特異な地形構造や守るべき自然環境、歴史・文化に配慮した「癒やされ、やすらぐ 心のふるさとの景観づくり」を、市、市民及び事業者が協働して推進し、もって魅力的なまちづくりに寄与することを目的とする。

##### (定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、特段の定めのある場合を除くほか、法において使用する用語の例による。

##### (市の責務)

第 3 条 市は、市民及び事業者と連携し良好な景観の形成を図るため、総合的な施策を策定し、これを実施するものとする。

2 市は、良好な景観の形成に関して国及び他の地方公共団体と相互に連携を図るよう努めなければならない。

3 市は、良好な景観の形成に関する啓発及び知識の普及等に努めなければならない。

4 市は、公共施設（法第 7 条第 4 項に規定する公共施設、公共建築物、標識その他公共の用に供する施設をいう。）の整備を行うに当たっては、良好な景観の形成に関する先導的な役割を果たすように努めなければならない。

##### (市民の責務)

第 4 条 市民は、自らが景観の形成の主体であることを認識し、自主的かつ積極的に良好な景観の形成に努めるものとする。

2 市民は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力するよう努めるものとする。

##### (事業者の責務)

第 5 条 事業者は、その事業活動の実施に当たっては、専門的知識、経験等を活かし、

良好な景観の形成について必要な配慮をしなければならない。

- 2 事業者は、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力するよう努めるものとする。

## 第2章 景観計画

(景観計画の策定)

第6条 市長は、法第8条第1項の規定に基づき、市の良好な景観の形成に関する計画（以下「景観計画」という。）を定めるものとする。

(景観計画策定の手続等)

第7条 市長は、景観計画を定めようとするときは、法第9条で定める手続によるほか、あらかじめ第18条第1項に規定する国東市景観審議会の意見を聴かなければならない。

- 2 前項の規定は、景観計画の変更について準用する。

(景観形成重点地区)

第8条 市長は、景観計画において、景観計画区域の中でも国東市を特徴づけ、重点的に良好な景観を形成する必要がある地区を景観形成重点地区として定めることができる。

## 第3章 景観法に基づく行為の規制等

(景観計画への適合)

第9条 景観計画区域内において、法第16条第1項各号に規定する行為を行う者は、当該行為と景観計画との適合を図らなければならない。

(事前協議)

第10条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出を行わなければならない者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該届出の内容について市長と協議しなければならない。

(届出対象行為等)

第11条 法第16条第1項各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

- 2 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更

(2) 木竹の植栽又は伐採

(3) 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）その他の物件の堆積

- 3 第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

(届出等を要しない行為)

第12条 法第16条第7項第11号に規定する条例で定める届出等を要しない行為は、

次に掲げる行為とする。

- (1) 別表に掲げる区域の区分に応じて、それぞれ同表に掲げる行為のいずれにも該当しないもの
- (2) 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 20 条第 3 項の規定による許可を要する行為
- (3) 大分県立自然公園条例（昭和 32 年大分県条例第 74 号）第 13 条第 4 項の規定による許可を要する行為  
（特定届出対象行為）

第 13 条 法第 17 条第 1 項に規定する条例で定める行為は、法第 16 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の届出を要する行為のすべてとする。

（助言又は指導）

第 14 条 市長は、良好な景観の形成を推進するために必要があると認めるときは、法第 16 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出をしようとする者又は届出をした者に対して、必要な措置を講ずるよう助言又は指導をすることができる。

（勧告又は命令）

第 15 条 市長は、法第 16 条第 3 項の規定による勧告、法第 17 条第 1 項又は第 5 項の規定による命令、その他法又はこの条例に基づく処分を行おうとする場合は、必要に応じて国東市景観審議会の意見を聴かなければならない。

（公表）

第 16 条 法第 16 条第 3 項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、当該勧告を受けた者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）、氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）及びその内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表を行う場合、あらかじめ、当該公表の対象となる者に対して意見を述べる機会を与えるとともに、国東市景観審議会の意見を聴かなければならない。

（完了届）

第 17 条 法第 16 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその内容を市長に届け出なければならない。

#### 第 4 章 国東市景観審議会

（設置）

第 18 条 本市の良好な景観の形成に関する事項について審議を行うため、市長の附属機関として、国東市景観審議会（以下「景観審議会」という。）を設置する。

2 景観審議会は、この条例の規定によりその権限に属するものと定められた事項を処理するほか、市長の諮問に応じ、良好な景観の形成に関する重要事項を調査及び審議する。

（組織）

第 19 条 景観審議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 有識者
- (2) 市民及び事業者の代表
- (3) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(規則への委任)

第 20 条 前 2 条に定めるもののほか、景観審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第 5 章 景観相談員

(設置)

第 21 条 法第 16 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出の対象となる行為や公共施設の整備についての景観計画への適合その他本市の良好な景観の形成を推進するための技術的指導、助言等を行う専門家として、景観相談員を置く。

2 景観相談員は、良好な景観の形成に関する専門的知識又は経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 景観相談員の数は、3 人以内とする。

4 景観相談員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

#### 第 6 章 景観重要建造物及び景観重要樹木

(景観重要建造物の指定等)

第 22 条 市長は、法第 19 条第 1 項の規定により景観重要建造物を指定するとき又は法第 27 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により景観重要建造物の指定を解除するときは、必要に応じてあらかじめ景観審議会の意見を聴くものとする。

2 市長は、景観重要建造物を指定及び解除したときは、その旨を告示するものとする。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第 23 条 景観重要建造物の所有者及び管理者が行う法第 25 条第 2 項の規定による景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- (1) 景観重要建造物に消火栓、消火器その他の消火設備を設けること。
- (2) 景観重要建造物について必要に応じ、敷地内の除草等を行うこと。
- (3) 景観重要建造物の滅失を防ぐため、その敷地、構造及び建築基準法(昭和 25 法律第 201 号)第 2 条第 3 号に規定する建築設備の状況を定期的に点検すること。
- (4) 前 3 号に定めるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のために必要な措置を講ずること。

(景観重要樹木の指定)

第 24 条 市長は、法第 28 条第 1 項の規定により景観重要樹木を指定するとき又は法第 35 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により景観重要樹木の指定を解除するときは、必要に応じてあらかじめ景観審議会の意見を聴くものとする。

2 市長は、景観重要樹木を指定及び解除したときは、その旨を告示するものとする。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第 25 条 景観重要樹木の所有者及び管理者が行う法第 33 条第 2 項の規定による景観重要樹木の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

(1) 景観重要樹木について必要に応じ、枝打ち、せん定、下刈り等を行うこと。

(2) 景観重要樹木の病害虫の駆除その他の景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐために必要な措置を講ずること。

(3) 前 2 号に定めるもののほか、景観重要樹木の良好な景観の保全のための必要な措置を講ずること。

第 7 章 雑則

(委任)

第 26 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 章の規定（第 10 条を除く。）は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に定められている景観計画は、第 7 条の規定により策定された景観計画とみなす。

3 この条例の第 11 条の規定により届出が必要な行為のうち、平成 31 年 10 月 31 日までの間に着手する行為については、同条の規定は適用しない。

(国東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 国東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 18 国東市条例第 53 号)の一部を次のように改正する

別表資金戦略専門員の項の次に次のように加える

「

景観審議会委員（有識者）	日額	20,000 円
景観審議会委員（一般）	〃	5,000 円
景観相談員	〃	20,000 円

」

別表その他の委員の項中「日額」を「ㄥ」に改める。

別表（第12条関係）

区域区分	行為
<p>①一般地域（景観形成重点地区を除く）</p> <p>②大分空港周辺地区</p> <p>③鶴川地区</p>	<p>(1) 建築物の建築等（法第16条第1項第1号に規定する建築等をいう。以下同じ。）であって、建築物の高さ（増築、改築又は移転にあつては、当該増築、改築又は移転後の高さとする。以下同じ。）が10メートルを超えるもの、又は、延床面積（増築、改築又は移転にあつては、当該増築、改築又は移転後の延床面積とする。以下同じ。）が500平方メートルを超えるもの</p> <p>(2) 工作物の建設等（法第16条第1項第2号に規定する建設等をいう。以下同じ。）であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 次に掲げる工作物の高さ（増築、改築又は移転にあつては、当該増築、改築又は移転後の高さとする。以下同じ。）が10メートルを超えるもの</p> <p>(ア) 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの</p> <p>(イ) 煙突その他これらに類するもの</p> <p>(ウ) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの</p> <p>(エ) 装飾塔、記念塔その他これらに類するもの</p> <p>(オ) コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシュャープラントその他これらに類する製造施設</p> <p>(カ) 石油、ガスその他これらに類するものの貯蔵施設</p> <p>(キ) 汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類する処理施設</p> <p>(ク) コースター、観覧車その他これらに類する遊戯施設</p> <p>イ 垣、柵、塀、擁壁その他これらに類するものの高さが5メートルを超えるもの（柵や擁壁が複合している場合にあつては、その合計の高さとする。以下同じ。）</p> <p>ウ 太陽光発電設備の高さが10メートルを超えるもの、又は、パネル面合計面積が1,000平方メートル以上であるもの</p> <p>(3) 開発行為（都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為をいう。以下同じ。）であって、開発区域の土地の面積が3,000平方メートルを超えるもの</p> <p>(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更であつて、これらの行為を行う土地の面積が1,000平方メートルを超え、かつ、のり面の高さが2メートルを超えるもの</p>

	<p>の</p> <p>(5) 木竹の伐採又は植栽であって、これらの行為を行う土地の面積が1,000平方メートルを超えるもの（維持管理のための行為や移植については除く）</p> <p>(6) 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第4項に規定する再生資源をいう。）その他の物件の堆積であって、高さが2メートルを超え、かつ面積が100平方メートルを超え、かつ堆積等の期間が90日を超えるもの</p>
<p>①世界農業遺産モデル地区</p> <p>②山岳寺院文化地区</p>	<p>(1) 建築物の建築等であって、延床面積が10平方メートルを超えるもの</p> <p>(2) 工作物の建設等（法第16条第1項第2号に規定する建設等をいう。以下同じ。）であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 次に掲げる工作物の高さ（増築、改築又は移転にあつては、当該増築、改築又は移転後の高さとする。以下同じ。）が5メートルを超えるもの</p> <p>(ア) 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの</p> <p>(イ) 煙突その他これらに類するもの</p> <p>(ウ) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの</p> <p>(エ) 装飾塔、記念塔その他これらに類するもの</p> <p>(オ) コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設</p> <p>(カ) 石油、ガスその他これらに類するものの貯蔵施設</p> <p>(キ) 汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類する処理施設</p> <p>(ク) コースター、観覧車その他これらに類する遊戯施設</p> <p>イ 垣、柵、塀、擁壁その他これらに類するものの高さが1.5メートルを超えるもの（柵や擁壁が複合している場合にあつては、その合計の高さとする。以下同じ。）</p> <p>ウ 太陽光発電設備のパネル面合計面積が10平方メートル以上であるもの</p> <p>(3) 開発行為（都市計画法第4条第12項に規定する開発行為をいう。以下同じ。）であって、開発区域の土地の面積が3,000平方メートルを超えるもの</p> <p>(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更であって、これらの行為を行う土地の面積が1,000平方</p>

	<p>メートルを超え、かつ、のり面の高さが2メートルを超えるもの</p> <p>(5) 木材の伐採又は植栽であって、対象行為の高さが5mを超え、かつ、これらの行為を行う土地の面積が300平方メートルを超えるもの（維持管理のための行為や移植については除く）</p> <p>(6) 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第4項に規定する再生資源をいう。）その他の物件の堆積であって、高さが1.5メートルを超え、かつ面積が50平方メートルを超えるもの</p>
--	---

提案理由 本市の有する特異な地形、自然、農林水産業文化、歴史的、文化的な景観を保全するとともに、良好な景観の形成を推進するため、景観法に基づき、本条例を制定する必要があるので提出する。

## 議案第 27 号

### 国東市浄化槽設置事業特別会計の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例 の制定について

国東市浄化槽設置事業特別会計の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

平成 31 年 3 月 11 日提出

国東市長 三 河 明 史

### 国東市浄化槽設置事業特別会計の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例

(国東市特別会計条例の一部改正)

第 1 条 国東市特別会計条例(平成 18 年条例第 65 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項中第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とし、第 8 号を第 7 号とし、第 9 号を第 8 号とする。

(国東市下水道等整備基金条例の一部改正)

第 2 条 国東市下水道等整備基金条例(平成 18 年条例第 96 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条第 2 項第 4 号を削る。

(国東市浄化槽整備推進事業に係る生活排水処理施設条例の廃止)

第 3 条 国東市浄化槽整備推進事業に係る生活排水処理施設条例(平成 18 年条例第 159 号)は廃止する。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 1 条の規定による浄化槽設置事業特別会計の廃止の際、同会計に属する剰余金、債権、債務及び財産は、国東市一般会計に帰属するものとする。

3 第 3 条の規定による廃止前の国東市浄化槽整備推進事業に係る生活排水処理施設条例(平成 18 年条例第 159 号)第 8 条、第 12 条及び第 13 条に規定する分担金等の徴収については、なお従前の例による。

提案理由 国東市浄化槽設置事業特別会計の廃止にあたり、関係条例を整理する必要があるため提出する。

議案第 28 号

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に  
関する条例の制定について

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

平成 31 年 3 月 11 日提出

国東市長 三 河 明 史

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に  
関する条例

(国東市廃棄物処理施設条例の一部改正)

第 1 条 国東市廃棄物処理施設条例（平成 18 年国東市条例第 157 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 6 号中「短期大学」の次に「(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。次号において同じ。)」を加え、「卒業した後」の次に「(同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)」を加える。

第 3 条第 7 号中「卒業した後」の次に「(同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)」を加える。

(国東市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正)

第 2 条 国東市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成 25 年国東市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 号中「短期大学」の次に「(同法による専門職大学の前期課程を含む。)」を加え、「卒業した後」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)」を加え、同条第 8 号中「又は水道環境」を削る。

第 4 条第 2 号中「卒業した後」の次に「(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)」を加え、「同条第 3 号に規定する学校を卒業した者」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)」を加え、同条第 4 号中「卒業した後」の次に「(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)」を加え、「同条第 3 号に規定する学校の卒業者」の次に「(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)」を加える。

(国東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 3 条 国東市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

第 10 条第 3 項第 5 号中「卒業した者」の次に「(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加える。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に行われた技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)第 4 条第 1 項の規定による第 2 次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、第 2 条の規定による改正後の国東市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例第 3 条第 8 号の規定の適用については、同法第 4 条第 1 項の規定による第 2 次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

提案理由 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴い、資格基準等を変更するため、関係条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 29 号

国東市立幼稚園設置条例の一部改正について

国東市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 31 年 3 月 11 日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例

国東市立幼稚園設置条例（平成 18 年国東市条例第 104 号）の一部を次のように改正する。

別表旭日幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 旭日幼稚園の廃園にあたり、本条例を改正する必要があるため提出する。

議案第 30 号

くにさき総合文化センター条例の一部改正について

くにさき総合文化センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 31 年 3 月 11 日提出

国東市長 三 河 明 史

くにさき総合文化センター条例の一部を改正する条例

くにさき総合文化センター条例(平成 18 年国東市条例第 112 号)の一部を次のように改正する。

別表の3の表中「3,450円」を「2,100円」に、「6,910円」を「4,200円」に改める。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 県内類似施設と比して高額である使用料を改定し使用促進につなげるため、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第 31 号

国東市体育施設条例及び国東市 B&G 海洋センター条例の一部改正  
について

国東市体育施設条例及び国東市 B&G 海洋センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 31 年 3 月 11 日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市体育施設条例及び国東市 B&G 海洋センター条例の一部を改正  
する条例

(国東市体育施設条例の一部改正)

第 1 条 国東市体育施設条例（平成 18 年国東市条例第 114 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中備考 5 を削る。

(国東市 B&G 海洋センター条例の一部改正)

第 2 条 国東市 B&G 海洋センター条例（平成 18 年国東市条例第 115 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 9 条関係）

1 プール(国見B&G海洋センター)

区分	プール使用料 (1人当たり)
中学生以下	50円
高校生以上	100円

2 体育館

基本料金 (1時間まで)	以後1時間当たり	照明施設使用料 (1時間当たり)
310円	100円	310円

3 会議室

会議室使用料 (1時間当たり)	100円
-----------------	------

4 艇庫

艇庫使用料（1艇当たり）	100円
--------------	------

備考

- 1 利用時間に1時間以下の端数があるときは、これを1時間の利用とみなす。
- 2 利用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含む。
- 3 上記の使用料は、消費税分を含む。
- 4 営利を目的として利用する場合の使用料は、上記使用料の表に定める額の2倍に相当する額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由 市外利用者の使用料負担を軽減することにより、当該施設の利用を促進するため、関係条例の一部を改正する必要があるので提出する。

## 議案第 32 号

### 国東市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部改正について

国東市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 31 年 3 月 11 日提出

国東市長 三 河 明 史

### 国東市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

国東市重度心身障害者医療費の支給に関する条例(平成 18 年国東市条例第 144 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「健康保険法第 63 条第 3 項第 1 号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第 64 条に規定する保険医若しくは保険薬剤師をいう。」を「医療保険各法に定める保険医療機関、保険薬局、指定訪問看護事業者、その他医療保険各法に基づき被保険者に対し保険給付の対象となる医療等を提供するものとして認められた医療機関等をいう。」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由 健康保険法に規定する医療機関以外が行った保険給付の対象となる医療等についても支給対象としている現状に則し、本条例を改正する必要があるため提出する。

議案第 33 号

国東市あらゆる差別をなくし人権を擁護する条例の一部改正について

国東市あらゆる差別をなくし人権を擁護する条例の一部を次のように改正する。

平成 31 年 3 月 11 日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市あらゆる差別をなくし人権を擁護する条例の一部を改正する条例

国東市あらゆる差別をなくし人権を擁護する条例(平成 18 年国東市条例第 146 号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国東市における部落差別等あらゆる差別をなくし人権を擁護する条例

第 1 条中「理念」の次に「及び部落差別の解消の推進に関する法律(平成 28 年法律第 109 号)をはじめとする差別の解消を目的とした法令」を、「のっとり」の次に「、部落差別、障がい者への差別、外国人への差別等(以下「部落差別等」という。)あらゆる差別の解消について」を加え、「部落差別をはじめ」を「部落差別等」に改め、「もって」の次に「差別のない」を加える。

第 2 条中「するため」の次に「、国及び他の地方公共団体との適切な役割分担を踏まえ、相互の連携を図り」を加える。

第 3 条中「1 人」を「一人」に改め、「しあうとともに、」の次に「部落差別等」を加える。

第 4 条中「市は、」の次に「部落差別等」を加える。

第 6 条第 1 項中「市は、」の次に「部落差別等」を加え、「国東市あらゆる差別をなくし人権擁護に関する審議会」を「国東市における部落差別等あらゆる差別をなくし人権を擁護する審議会」に改め、同条を第 7 条とする。

第 5 条を第 6 条とし、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

(相談体制の充実)

第 5 条 市は、部落差別等あらゆる差別に関する相談に的確に応じるため、相談体制の充実に努めるものとする。

第 7 条の次に次の 1 条を加える。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(国東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 国東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 18 国東市条例第 53 号)の一部を次のように改正する

別表国東市における部落差別等をなくし人権擁護に関する審議会委員の項中「部落差別等をなくし人権擁護に関する」を「部落差別等あらゆる差別をなくし人権を擁護する」に改める。

提案理由 部落差別の解消の推進に関する法律等、差別解消を目的とした法律が施行され、本市においてもそれら法の理念にのっとり、あらゆる差別の解消を一層推進するため、条例を改正する必要があるので提出する。

## 議案第 34 号

### 国東市火災予防条例の一部改正について

国東市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 31 年 3 月 11 日提出

国東市長 三 河 明 史

### 国東市火災予防条例の一部を改正する条例

国東市火災予防条例(平成 18 年国東市条例第 229 号)の一部を次のように改正する。  
目次中「第 48 条」を「第 49 条」に、「第 49 条・第 50 条」を「第 50 条・第 51 条」に改める。

第 50 条を第 51 条とし、第 49 条を第 50 条とし、第 48 条を第 49 条とし、第 47 条の次に次の 1 条を加える。

(防火対象物の消防用設備等の状況の公表)

第 48 条 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令若しくはこれに基づく命令又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。

2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。

3 第 1 項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続きは、規則で定める。

### 附 則

この条例は、平成 31 年 7 月 1 日から施行する。

提案理由 違反对象物に係る公表制度における運用について(平成 25 年 12 月 19 日付け消防予第 487 号)及び違反对象物に係る公表制度の実施の推進について(平成 27 年 3 月 31 日付け消防予第 133 号)により、違反对象物に係る公表制度の実施に伴い、本条例を改正する必要があるため提出する。

## 議案第 35 号

### 国東市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

国東市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 31 年 3 月 11 日

国東市長 三 河 明 史

### 国東市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

国東市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成 20 年国東市条例 44 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 2 項及び第 3 項を次のように改める。

- 2 医師である管理者には、前項に規定する手当のほか医師手当、特別勤務手当、特殊勤務手当及び宿日直手当を支給するものとする。
- 3 前項に規定する医師手当、特別勤務手当、特殊勤務手当及び宿日直手当の月額は、次のとおりとする。
  - (1) 医師手当 給与月額に 100 分の 60 を超えない範囲内において規則で定める割合を乗じて得た額
  - (2) 特別勤務手当 給与月額に 100 分の 40 を超えない範囲内において規則で定める割合を乗じて得た額
  - (3) 特殊勤務手当 国東市病院企業職員の給与に関する規程の例による。
  - (4) 宿日直手当 国東市病院企業職員の給与に関する規程の例による。

#### 附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 事業管理者が診察、治療等の業務に従事した際に支給する手当を定めるとともに県内の公立病院との均衡を図るため、本条例を改正する必要があるので提出する。

議案第 36 号

国東市病院事業に係る料金条例の一部改正について

国東市病院事業に係る料金条例の一部を改正する条例を次のよう定める。

平成 31 年 3 月 11 日

国東市長 三 河 明 史

国東市病院事業に係る料金条例の一部を改正する条例

国東市病院事業に係る料金条例（平成 20 年国東市条例 47 号）の一部を次のように改正する。

別表の文書料の部の次に次のように加える、

「

妊婦検診料	初診 再診	1 回	4,000 3,500	
健康診断料	一般健康診断料		診療報酬点数表により算定した額 (当該表に定めのないものについては、管理者が定める額)	
	集団健康診断料 住民健康診断料		別に定める額 委託費の範囲内	
人間ドック	Aコース Bコース		21,000 33,000	
予防接種	法定予防接種 法定外予防接種	1 回	委託金の範囲内（実費）	
死体処置料		1 回	5,000	ペースメーカー除去の場合は、先の額に 5,000 円を加算する。
院外医部より委託された検査料及び施設利用料			診療報酬点数表により算定した額 (当該表に定めのないものについては、管理者が定める額) に管理者が定める率を乗じて得た額	

」

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 条例の委任により、病院管理規程で定めていた健康診断料金等について、地方自治法第 225 条及び第 228 条の規定の趣旨に基づき、条例に定めることとするため、本条例を改正する必要があるので提出する。

## 議案第 37 号

### 国東市企業立地促進条例の一部改正について

国東市企業立地促進条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 31 年 3 月 11 日提出

国東市長 三 河 明 史

### 国東市企業立地促進条例の一部を改正する条例

国東市企業立地促進条例（平成 21 年国東市条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「平成 19 年総務省告示第 618 号」を「平成 25 年総務省告示第 405 号」に、「情報通信サービス業」を「情報サービス業、インターネット付随サービス業」に改め、「・ホテル業」を「、ホテル」に、「電気・ガス・熱供給業」を「電気業、ガス業、熱供給業」に、「情報通信業」を「コールセンター業」に改める。

第 3 条第 1 項第 2 号中「生産にかかわる」を「設備投資事業の用に供する」に改め、同項第 3 号中「以上かつ 1 年以上の雇用であること。」を削る。

第 4 条第 2 号中「事業所の新設又は増設等に係る新たな雇用等による従業員」を「1 年以上雇用された新規雇用従業者」に、「50 万円」を「80 万円」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正日前の申請に基づく助成措置については、なお従前の例による。

提案理由 市内新規雇用者従業員の助成金額を改正し、対象業種についても新たな業種を加え、多様な産業の誘致による新たな雇用創出や拡大を図るため、本条例を改正する必要があるため提出する。

## 議案第 38 号

国東市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について

国東市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 31 年 3 月 11 日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

国東市特別職の職員の給与の特例に関する条例（平成 23 年国東市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「平成 27 年 4 月 1 日から平成 31 年 2 月 28 日」を「平成 31 年 4 月 1 日から平成 35 年 2 月 28 日」に改める。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 本市の財政状況等を考慮し、常勤特別職の給与の暫定的な削減を行うため、本条例の一部を改正する必要があるため提出する。

議案第 39 号

国東市行政組織条例の一部改正について

国東市行政組織条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 31 年 3 月 11 日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市行政組織条例の一部を改正する条例

国東市行政組織条例(平成 24 年国東市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条政策企画課の項に次の 1 号を加える。

(9) 景観に関すること。

第 2 条財政課の項中第 5 号を削る。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 平成 31 年度組織再編により、政策企画課、財政課の分掌事務を見直したため条例の一部を改正する必要があるので提出する。

議案第40号

国東市債権管理条例等の一部改正等について

国東市債権管理条例等の一部を改正する等の条例を次のように定める。

平成31年3月11日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市債権管理条例等の一部を改正する等の条例

(国東市債権管理条例の一部改正)

第1条 国東市債権管理条例(平成25年国東市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号を次のように改める。

(3) 公債権 市の債権のうち、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第231条の3第1項に規定する歳入に係る債権をいう。

第2条第4号中「公課」を「強制徴収公債権」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 強制徴収公債権 公債権のうち、法第231条の3第3項に規定する歳入に係る債権をいう。

第4条中「市長」の次に「(公営企業の事務に係る者については、公営企業管理者。以下同じ。)」を加える。

第15条を第21条とする。

第14条第1項中「(消滅時効について時効の援用を要しない債権を除く。)」を削り、同項第1号中「消滅時効が完成」を「時効期間が満了」に改め、同項第2号中「限定承認があった場合において、」を「限定承認があった場合、相続人全員が相続放棄した場合又は相続人が存在しない場合において、」に改め、同項第4号中「第9条」を「第15条」に改め、同項第5号中「第12条」を「第18条」に改め、同条を第20条とする。

第13条を第19条とし、第12条を第18条とし、第11条を第17条とする。

第10条ただし書中「第13条」を「第19条」に改め、同条を第16条とする。

第9条ただし書中「第12条」を「第18条」に、「第13条」を「第19条」に改め、同条を第15条とする。

第8条中「公課」を「強制徴収公債権」に改め、同条を第14条とし、第7条の次に次の6条を加える。

(督促手数料)

第8条 前条の規定により督促状を発したときは、督促手数料として1通につき100円を徴収する。

(延滞金)

第9条 公債権について、第7条の規定により督促をした場合において、指定された期限までに納入しないときは、法令又は他の条例に定めがあるものを除き、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納金額につき年14.6パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収する。

2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(延滞金の端数計算)

第10条 延滞金額の計算の基礎となる未納金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を、未納金額の全額が2,000円未満であるときは、その全額を切り捨てて計算するものとする。

2 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるときは、その端数を、延滞金の確定金額が1,000円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとする。

(遅延損害金)

第11条 公債権以外の債権について、第7条の規定により督促をした場合において、指定された期限までに納入しないときは、法令又は他の条例に定めがあるものを除き、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納金額につき民法(明治29年法律第89号)第404条に規定する法定利率の割合を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金を加算して徴収する。

2 第9条第2項及び前条の規定は、遅延損害金について準用する。この場合において、同条中「延滞金」とあるのは「遅延損害金」と読み替えるものとする。

(延滞金及び遅延損害金の減免)

第12条 市長は、納付者が納期限内に当該収入金を納付しなかったことについて、災害その他やむを得ない理由があると認める場合においては、第9条に規定による「延滞金」及び第11条の規定による「遅延損害金」の額を減額し、又は免除することができる。

(債権者に関する情報の共有)

第13条 市長は、履行期限までに履行されない市の債権がある場合において、当該市の債権の管理に関する事務を効果的に行うため必要があると認めるときは、当該事務の遂行に必要な限度で、当該債務者の規則で定める情報を同一の実施機関(国東市個人情報保護条例(平成18年条例第12号)第2条第1号に規定する実施機関をいう。以下この項において同じ。)内において利用し、他の実施機関に提供し、又は他の実施機関から収集することができる。

2 市長は、前項の規定により利用し、又は収集した情報を、当該市の債権に関する

事務以外の事務に利用してはならない。

- 3 市長は、第1項の規定により利用し、又は収集した情報を、当該市の債権の管理に関する事務に利用する場合は、当該債務者及び第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次に1項を加える

(延滞金の割合の特例)

- 2 当分の間、第9条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

(国東市督促手数料及び延滞金徴収条例の廃止)

第2条 国東市督促手数料及び延滞金徴収条例(平成18年条例第75号)は、廃止する。

(国東市農業集落排水施設条例の一部改正)

第3条 国東市農業集落排水施設条例(平成18年国東市条例第192号)の一部を次のように改正する。

目次中「第20条」を「第19条」に、「第21条—第27条」を「第20条—第26条」に改める。

第20条を削り、第4章中第21条を第20条とし、第22条から第27条までを1条ずつ繰り上げる。

(国東市農業集落排水事業受益者分担金条例の一部改正)

第4条 国東市農業集落排水事業受益者分担金条例(平成18年国東市条例193号)の一部を次のように改正する。

第11条中「国東市督促手数料及び延滞金徴収条例(平成18年国東市条例第75号)」を「国東市債権管理条例(平成25年国東市条例第1号)」に改める。

(国東市公共下水道条例の一部改正)

第5条 国東市公共下水道条例(平成18年国東市条例第219号)の一部を次のように改正する。

目次中「第50条」を「第49条」に、「第51条—第53条」を「第50条—第52条」に改める。

第48条を削る。

第49条の見出し中「使用料等」を「使用料」に改め、同条中「、督促手数料又は

延滞金」を削り、同条を第 48 条とし、第 50 条を第 49 条とする。

第 6 章中第 51 条を第 50 条とし、第 52 条を第 51 条とし、第 53 条を第 52 条とする。

(国東市特定環境保全公共下水道条例の一部改正)

第 6 条 国東市特定環境保全公共下水道条例(平成 18 年国東市条例第 220 号)の一部を次のように改正する。

目次中「第 40 条」を「第 39 条」に、「第 41 条—第 50 条」を「第 40 条—第 49 条」に、「第 51 条—第 53 条」を「第 50 条—第 52 条」に改める。

第 40 条を削り、第 41 条を第 40 条とし、第 42 条を第 41 条とし、第 43 条を第 42 条とする。

第 44 条ただし書中「第 42 条」を「第 41 条」に改め、同条を第 43 条とする。

第 45 条を第 44 条とし、第 46 条を第 45 条とする。

第 47 条中「第 44 条」を「第 43 条」に改め、同条を第 46 条とする。

第 48 条を第 47 条とする。

第 49 条中「督促手数料又は延滞金」を削り、同条を第 48 条とする。

第 50 条を第 49 条とする。

第 51 条第 8 号中「第 41 条」を「第 40 条」に改め、同条第 9 号中「第 42 条」を「第 41 条」に、「第 44 条」を「第 43 条」に改め、同条第 10 号中「第 47 条」を「第 46 条」に改め、同条第 11 号中「第 42 条」を「第 41 条」に改め、第 6 章中同条を第 50 条とする。

第 52 条を第 51 条とし、第 53 条を第 52 条とする。

(国東市特定環境保全公共下水道事業受益者分担金条例の一部改正)

第 7 条 国東市特定環境保全公共下水道事業受益者分担金条例(平成 18 年国東市条例第 221 号)の一部を次のように改正する。

第 11 条中「国東市督促手数料及び延滞金徴収条例(平成 18 年国東市条例第 75 号)」を「国東市債権管理条例(平成 25 年国東市条例第 1 号)」に改める。

(国東市都市計画下水道事業受益者負担金条例(平成 18 年国東市条例第 222 号)の一部改正)

第 8 条 国東市都市計画下水道事業受益者負担金条例(平成 18 年国東市条例第 222 号)の一部を次のように改正する。

第 11 条 1 項中「国東市督促手数料及び延滞金徴収条例(平成 18 年国東市条例第 75 号)の定めるところにより督促手数料及び延滞金を徴収するものとする。」を「国東市債権管理条例(平成 18 年国東市条例第 1 号)の定めるところにより督促手数料及び延滞金を徴収するものとする。この場合において、同条例第 9 条第 1 項及び附則第 4 項中「年 14.6 パーセント」とあるのは、「年 14.5 パーセント」とする。」に改める。

(国東市水道事業給水条例の一部改正)

第 9 条 国東市水道事業給水条例(平成 18 年国東市条例第 170 号)の一部を次のように

改正する。

第 35 条の見出し中「及び手数料」を削り、同条中「国東市督促手数料及び延滞金徴収条例（平成 18 年国東市条例第 75 条）の定めるところにより督促手数料及び延滞金等」を「国東市債権管理条例（平成 25 年国東市条例第 1 号）第 9 条の規定にかかわらず、同条例第 11 条第 1 項の例により、遅延損害金」に改める。

（国東市工業用水道事業給水条例の一部改正）

第 10 条 国東市工業用水道事業給水条例（平成 18 年国東市条例第 225 号）の一部を次のように改正する。

第 28 条の見出し中「及び延滞金」を削り、同条第 3 項中「その期限の翌日から納付の日までの日数に応じて、未納額に対し年 10.95 パーセントの割合で計算した金額に相当する延滞金」を「国東市債権管理条例（平成 25 年国東市条例第 1 号）第 9 条の規定にかかわらず、同条例第 11 条第 1 項の例により、遅延損害金」に改め、第 4 項を削り、同条第 5 項中「前 3 項の」を「前項の」に改め、同項を同条第 4 項とする。

（国東市道路占用料徴収条例の一部改正）

第 11 条 国東市道路占用料徴収条例（平成 18 年国東市条例 207 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「国東市督促手数料及び延滞金徴収条例（平成 18 年国東市条例第 75 号）」を「国東市債権管理条例（平成 25 年国東市条例第 1 号）」に改め、「第 3 条及び第 4 条」を「第 8 条及び第 9 条」に改める。

（国東市営住宅条例の一部改正）

第 12 条 国東市営住宅条例（平成 18 年国東市条例第 213 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条の見出しを「家賃の督促」に改め、同条第 2 項中「納付すべき金額に、その指定納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント（指定納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して」を「国東市債権管理条例（平成 25 年国東市条例第 1 号）第 9 条の規定にかかわらず、同条例第 11 条第 1 項の例により、遅延損害金を」に改め、同条第 3 項を削る。

（国東市公共賃貸住宅条例の一部改正）

第 13 条 国東市公共賃貸住宅条例（平成 18 年国東市条例第 214 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条の見出しを「家賃の督促」に改め、同条第 2 項中「納付すべき金額に、その指定納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ年 14.6 パーセント（指定納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して」を「国東市債権管理条例（平成 25 年国東市条例第 1 号）第 9 条の規定に関わらず、同条例第 11 条第 1 項の例により、遅延損害金を」に改め、同条第 3 項を削る。

(国東市特定公共賃貸住宅条例の一部改正)

第 14 条 国東市特定公共賃貸住宅条例(平成 18 年国東市条例第 215 号)の一部を次のように改正する。

第 18 条の見出しを「家賃の督促」に改め、同条第 2 項中「納付すべき金額に、その指定納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント(指定納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を」を「国東市債権管理条例(平成 25 年国東市条例第 1 号)第 9 条の規定に関わらず、同条例第 11 条第 1 項の例により、遅延損害金を」に改め、同条第 3 項を削る。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 1 条の規定による改正後の国東市債権管理条例(以下「改正後の債権管理条例」という。)第 9 条第 1 項及び第 11 条第 1 項の規定は、法令又は他の条例に定めがあるものを除き、平成 31 年 4 月 1 日以後に発生する債権について、適用する。

3 第 7 条の規定による改正後の国東市都市計画下水道事業受益者負担金条例の規定は、平成 31 年 4 月 1 日以後に発生する債権について、適用する。

提案理由 国東市債権について、延滞金及び遅延損害金の徴収について規定すると共に、債務者情報の共有などにより効果的・効率的な債権回収を行うため、関係条例の整理をする必要があるため提出する。

議案第 41 号

国東市一般職員の給与の特例に関する条例の一部改正について

国東市一般職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 31 年 3 月 11 日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市一般職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

国東市一般職員の給与の特例に関する条例(平成28年国東市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条中「平成30年4月1日から平成30年12月31日」を「平成31年4月1日から平成31年12月31日」に改め、同条の表行政職給料表の項中「

1級	100分の1
2級	100分の1
3級	100分の1
4級	100分の1
5級	100分の1
6級	100分の1
7級	100分の5

」を「

7級	100分の4.5
----	----------

」に改める。

附 則

(施行期日)

この条例は平成31年4月1日から施行する。

提案理由 本市の財政状況等を考慮し、職員給料を減額するため、本条例を改正する必要があるので提出する。

## 議案第 42 号

国東市税条例等の一部を改正する条例の一部改正について

国東市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 31 年 3 月 11 日提出

国東市長 三 河 明 史

国東市税条例等の一部を改正する条例

国東市税条例等の一部を改正する条例（平成 29 年国東市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条のうち国東市税条例等の一部を改正する条例（平成 28 年国東市条例第 26 号）第 1 条の次に第 1 条の 2 を加える改正規定中「100 分の 6.0」を「100 分の 8.4」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由 法人市民税税率の制限税率の適用により、安定的な自主財源を確保するため、本条例の一部を改正する必要があるので提出する。

## 議案第 43 号

### 和解及び損害賠償の額を定めることについて

次のように和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 31 年 3 月 11 日提出

国東市長 三 河 明 史

#### 1. 事故の内容

市の発注した「平成 30 年度西本地区耐震性貯水槽（40 m<sup>3</sup>・2 次製品）設置工事」施工のため、平成 30 年 11 月末から安岐町西本 1321 番地 16 において床掘作業を行っていたところ、大量の地下水が湧出するとともに相手方が生活用水の水源として使用していた浅井戸が枯渇し、その後も復元しなかったことから生活用水が確保できなくなったもの。

2. 損害賠償の額                    1,021,200 円

#### 3. 和解の内容

- (1) 国東市は、相手方に対し、金 1,021,200 円を支払う。
- (2) 相手方は、国東市に対して本件に関し、今後異議の申し立てをしない。

#### 4. 和解の相手方



ほか 2 名



## 議案第 45 号

### 工事請負契約の締結について

次のように工事請負契約を締結することについて、国東市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 18 年国東市条例第 63 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 31 年 3 月 11 日提出

国東市長 三 河 明 史

1. 契約の目的 平成 30 年度（H31）安岐中央公民館ホール建設工事（建築主体工事）
2. 契約の方法 一般競争入札による契約
3. 契約の金額 382,320,000 円
4. 契約の相手方 住 所 大分県国東市国東町鶴川 1356 番地  
企 業 名 株式会社 三浦建設  
代表者氏名 三浦 慎次郎

提案理由 安岐中央公民館ホール建設事業において、平成 32 年 2 月末完成を予定して安岐中央公民館ホール本体について施工するもの。

## 議案第 46 号

### 指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 31 年 3 月 11 日提出

国東市長 三 河 明 史

1. 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
国東市西本活性化センター
  
2. 指定管理者に指定する法人その他団体の名称  
国東市安岐町西本 801 番地  
西本区  
区長 井門 豊彦
  
3. 指定管理者に指定する期間  
平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

提案理由 国東市西本活性化センターの指定管理者として、引き続き「西本区」を指定したいので提出する。

## 議案第 47 号

### 指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 31 年 3 月 11 日提出

国東市長 三河 明 史

1. 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
国東市国東農産物加工直売所「夢咲茶屋」
2. 指定管理者に指定する法人その他団体の名称  
国東市国東町小原 2712 番の 1 番地  
有限会社 夢咲茶屋  
代表取締役 萱島 千代美
3. 指定管理者に指定する期間  
平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

提案理由 国東市国東農産物加工直売所「夢咲茶屋」の指定管理者として、引き続き「有限会社 夢咲茶屋」を指定したいので提出する。

## 議案第 48 号

### 指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 31 年 3 月 11 日提出

国東市長 三 河 明 史

1. 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
国東市国見ふるさと展示館
2. 指定管理者に指定する法人その他団体の名称  
国東市国見町伊美 3884 番地  
特定非営利活動法人 MAKK 笑人クラブ  
理事長 箕迫 一成
3. 指定管理者に指定する期間  
平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

提案理由 国東市国見ふるさと展示館の指定管理者として、引き続き「特定非営利活動法人 MAKK 笑人クラブ」を指定したいので提出する。

## 議案第 49 号

### 指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 31 年 3 月 11 日提出

国東市長 三 河 明 史

1. 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
国東市梅園の里
2. 指定管理者に指定する法人その他団体の名称  
別府市石垣東 10 丁目 1 番 25 号  
株式会社 プランニングサポート  
代表取締役 竹内 孝夫
3. 指定管理者に指定する期間  
平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

提案理由 国東市梅園の里の指定管理者として、「株式会社 プランニングサポート」を指定したいので提出する。

## 議案第 50 号

### 指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 31 年 3 月 11 日提出

国東市長 三 河 明 史

1. 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
国東市物産館
2. 指定管理者に指定する法人その他団体の名称  
国東市国東町小原 2662 番地の 1  
有限会社 くにさき街づくり会社  
代表取締役 定宗 壮平
3. 指定管理者に指定する期間  
平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

提案理由 国東市物産館の指定管理者として、引き続き「有限会社 くにさき街づくり会社」を指定したいので提出する。

## 議案第 51 号

### 指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 31 年 3 月 11 日提出

国東市長 三 河 明 史

1. 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
いこいの村国東
2. 指定管理者に指定する法人その他団体の名称  
別府市石垣東 10 丁目 1 番 25 号  
株式会社 プランニングサポート  
代表取締役 竹内 孝夫
3. 指定管理者に指定する期間  
平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

提案理由 いこいの村国東の指定管理者として、「株式会社 プランニングサポート」を指定したいので提出する。

議案第 52 号

指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 31 年 3 月 11 日提出

国東市長 三 河 明 史

1. 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
国東市本城地区集会所
  
2. 指定管理者に指定する法人その他団体の名称  
国東市国見町伊美 3486 番地  
本城区本城組  
代表 深蔵 信俊
  
3. 指定管理者に指定する期間  
平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

提案理由 国東市本城地区集会所の指定管理者として、引き続き「本城区本城組」を指定したいので提出する。

同意第 1 号

農業委員会委員の任命について

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 国東市国見町西方寺 2115 番地 3

氏 名 おがた としろう  
尾方 敏郎

生年月日 昭和 26 年 5 月 22 日

区 分 認定農業者以外

平成 31 年 3 月 11 日提出

国東市長 三 河 明 史

提案理由 農業委員の任期が平成 31 年 3 月 31 日に満了となることから、農業委員会の委員を任命する必要があるので提出する。

同意第 2 号

農業委員会委員の任命について

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 国東市国東町治郎丸 626 番地 1

氏 名 あきくに たかみ  
秋國 崇己

生年月日 昭和 20 年 6 月 29 日

区 分 認定農業者等

平成 31 年 3 月 11 日提出

国東市長 三 河 明 史

提案理由 農業委員の任期が平成 31 年 3 月 31 日に満了となることから、農業委員会の委員を再任する必要があるので提出する。

同意第 3 号

農業委員会委員の任命について

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 国東市武蔵町糸原 1407 番地

氏 名 なんば しゅういち  
灘波 修一

生年月日 昭和 24 年 4 月 25 日

区 分 認定農業者以外

平成 31 年 3 月 11 日提出

国東市長 三 河 明 史

提案理由 農業委員の任期が平成 31 年 3 月 31 日に満了となることから、農業委員会の委員を任命する必要があるので提出する。

同意第 4 号

農業委員会委員の任命について

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 国東市安岐町大添 463 番地

氏 名 うえはら たかお  
上原 隆生

生年月日 昭和 38 年 9 月 27 日

区 分 認定農業者等

平成 31 年 3 月 11 日提出

国東市長 三 河 明 史

提案理由 農業委員の任期が平成 31 年 3 月 31 日に満了となることから、農業委員会の委員を再任する必要があるので提出する。

同意第 5 号

農業委員会委員の任命について

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 国東市国見町櫛海 981 番地 1

氏 名 ふじもと とおる  
藤本 徹

生年月日 昭和 38 年 12 月 23 日

区 分 認定農業者等

平成 31 年 3 月 11 日提出

国東市長 三 河 明 史

提案理由 農業委員の任期が平成 31 年 3 月 31 日に満了となることから、農業委員会の委員を任命する必要があるので提出する。

同意第 6 号

農業委員会委員の任命について

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 国東市国東町北江 1776 番地 23

氏 名 きべ 岐部 よしみつ 佳光

生年月日 昭和 29 年 2 月 8 日

区 分 認定農業者等

平成 31 年 3 月 11 日提出

国東市長 三 河 明 史

提案理由 農業委員の任期が平成 31 年 3 月 31 日に満了となることから、農業委員会の委員を再任する必要があるので提出する。

同意第7号

農業委員会委員の任命について

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 杵築市大字杵築 665 番地 63

氏 名 さとう 佐藤 つかさ 司

生年月日 昭和 48 年 11 月 20 日

区 分 認定農業者等

平成 31 年 3 月 11 日提出

国東市長 三 河 明 史

提案理由 農業委員の任期が平成 31 年 3 月 31 日に満了となることから、農業委員会の委員を再任する必要があるので提出する。

同意第 8 号

農業委員会委員の任命について

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 国東市武蔵町古市 802 番地

氏 名 ふうき ひろよし  
富貴 博義

生年月日 昭和 25 年 6 月 10 日

区 分 認定農業者等

平成 31 年 3 月 11 日提出

国東市長 三 河 明 史

提案理由 農業委員の任期が平成 31 年 3 月 31 日に満了となることから、農業委員会の委員を任命する必要があるので提出する。

同意第9号

農業委員会委員の任命について

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 国東市安岐町吉松 2609 番地 1

氏 名 こうの はじめ  
河野 一

生年月日 昭和 50 年 5 月 14 日

区 分 認定農業者等

平成 31 年 3 月 11 日提出

国東市長 三 河 明 史

提案理由 農業委員の任期が平成 31 年 3 月 31 日に満了となることから、農業委員会の委員を再任する必要があるので提出する。

同意第 10 号

農業委員会委員の任命について

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 国東市国見町櫛海 404 番地

氏 名 おがわ たかし  
小川 貴司

生年月日 昭和 58 年 10 月 18 日

区 分 認定農業者等

平成 31 年 3 月 11 日提出

国東市長 三 河 明 史

提案理由 農業委員の任期が平成 31 年 3 月 31 日に満了となることから、農業委員会の委員を任命する必要があるので提出する。

同意第 11 号

農業委員会委員の任命について

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 国東市国東町北江 504 番地

氏 名 いちまる まさのり  
一丸 正徳

生年月日 昭和 26 年 12 月 12 日

区 分 認定農業者等

平成 31 年 3 月 11 日提出

国東市長 三 河 明 史

提案理由 農業委員の任期が平成 31 年 3 月 31 日に満了となることから、農業委員会の委員を任命する必要があるので提出する。

同意第 12 号

農業委員会委員の任命について

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 国東市安岐町中園 735 番地 1

氏 名 のほら みつあき  
野原 光明

生年月日 昭和 27 年 4 月 27 日

区 分 認定農業者等

平成 31 年 3 月 11 日提出

国東市長 三 河 明 史

提案理由 農業委員の任期が平成 31 年 3 月 31 日に満了となることから、農業委員会の委員を任命する必要があるので提出する。

同意第 13 号

農業委員会委員の任命について

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 国東市国東町浜崎 2214 番地

氏 名 やすまつ まさこ  
安松 マサ子

生年月日 昭和 22 年 11 月 23 日

区 分 認定農業者以外

平成 31 年 3 月 11 日提出

国東市長 三 河 明 史

提案理由 農業委員の任期が平成 31 年 3 月 31 日に満了となることから、農業委員会の委員を任命する必要があるので提出する。

同意第 14 号

農業委員会委員の任命について

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 国東市安岐町成久 508 番地 1

氏 名 とくまる あけみ  
徳丸 明美

生年月日 昭和 32 年 2 月 10 日

区 分 認定農業者以外

平成 31 年 3 月 11 日提出

国東市長 三 河 明 史

提案理由 農業委員の任期が平成 31 年 3 月 31 日に満了となることから、農業委員会の委員を再任する必要があるので提出する。

同意第 15 号

農業委員会委員の任命について

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから次の者を任命することについて、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 国東市国東町鶴川 829 番地

氏 名 ささの 笹野 きよこ 喜代子

生年月日 昭和 26 年 11 月 27 日

区 分 利害関係を有しない者

平成 31 年 3 月 11 日提出

国東市長 三 河 明 史

提案理由 農業委員の任期が平成 31 年 3 月 31 日に満了となることから、農業委員会の委員を任命する必要があるので提出する。

諮問第 1 号

人権擁護委員の推薦について

人権擁護委員の候補者として、下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

住 所 国東市国見町向田 166 番地

氏 名 たもと 田本 ひとみ

生年月日 昭和 32 年 7 月 9 日

平成 31 年 3 月 11 日提出

国東市長 三 河 明 史

提案理由 田本委員の任期が、平成 31 年 6 月 30 日に満了するため、再任の推薦をすることについて、議会の意見を求める。